

「設計資材単価の決定等に関する要領」の特例措置について

令和4年から3年連続で大規模な豪雨被害が発生し、その復旧工事に伴う工事発注件数の増加等により人材不足等に起因した入札不調・不落（以下、入札不調等）が増加している。

入札不調等の要因は多数存在し、また複合的に作用することが考えられ、工事箇所の特異性等に伴う資材単価の乖離も要因のひとつと考えられる。

通常、実施単価表及び刊行物単価に基づく設計資材単価は「単価設定地区内における実取引価格の最頻値」をもとに設定しているが、工事箇所や取引状況等に特殊性がある箇所においては設計資材単価と受注者の購入価格との間に乖離が生じることが懸念され、入札不調等の要因となっている可能性も懸念される。

以上のことから、資材単価に起因した入札不調等の発生が懸念される場合等において特例措置を講じるものとし、必要事項を定める。

1. 対象工事等

- ・ 資材単価に起因した入札不調等の発生により再公告するもの
- ・ 公告予定案件と同種または類似の工事等において、資材単価に起因した入札不調等が発生しており、入札不調等の蓋然性が高いもの
- ・ その他、資材単価に起因した入札不調等の蓋然性が高いもの

2. 適用資材

- ・ 入札不調等の要因と考えられる資材

3. 設計資材単価の決定

- ・ 「設計資材単価の決定等に関する要領 第4条第1項」の「実施単価表及び刊行物によることができない資材等」に該当するものとし、第2条（実施単価表）及び第3条（実施単価表に掲載されていない資材＝刊行物単価）を適用せず、第4条（市況調査）または第5条（見積書）により単価を決定するものとする。

4. 適用時期

- ・ 令和6年9月1日以降に入札公告等を開始する工事及び業務に適用する。ただし、これ以前に入札公告等を開始するものについても適用できるものとする。